

国民年金のお知らせ

ハイサイ市民課
国民年金グループ
TEL:861-6901
FAX:862-4564

国民年金保険料
が納付できない。
そんなときは…

免除制度をご利用ください。

令和2年度 国民年金保険料 申請免除・ 納付猶予の受付が始まります。

7月1日(水)から受付開始

保険料が納められないからといって、そのままにしていますか？



「仕事をやめて
生活が厳しい。」



「収入が少なく、これ以上家族に
負担をかけたくない。」など

自分にあった
免除制度について、
次のページをご覧ください



未納のまま放っておくと、いざというときに年金が受けられなくなって
しまいます。保険料を納めない期間でも「免除」と「未納」では大きく
異なります。あなたの年金を守るためにも、
免除制度を利用しましょう。

何もせず
放置(未納に)
すると

保険料の未納が続くと、年金が受けられなくなる場合があります。

こんなに違う、免除と未納

	免 除	納付猶予/学生納付特例	未 納
老後のための 老齢基礎年金 の受け取る年金額に	△ 減額されるが計算される	× 計算されない	× 計算されない
の受給資格期間に	○ 算入される	○ 算入される	× 計算されない
もしもの時の 障害基礎年金 遺族基礎年金 の納付要件期間に	○ 算入される	○ 算入される	× 計算されない

★保険料免除・納付猶予・学生納付特例の承認を受けた人で現在納付できる人は、
追納制度をご利用いただけます。

追納 免除や納付猶予などを受けた期間は、保険料を全額納めたときに比べ、老齢基礎年金の年金額が少なくなります。そこで、将来受け取る老齢基礎年金の年金額を増やすため10年以内なら、さかのぼって納めること（追納）ができます。お申し込みは年金事務所へ。

※那覇年金事務所 国民年金課 (代) TEL:098-855-1111 (自動音声案内)

免除制度

免除制度には「法定免除」と「申請免除」があります。ただし、第2号被保険者（厚生年金、共済年金加入者）、第3号被保険者（第2号被保険者の配偶者）、任意加入被保険者は対象外となります。

★**申請免除**：申請して認められると、所得に応じて全額または一部の納付が免除される制度です。

■対象となる人：

- ①前年所得（収入）のない人、または一定基準額以下の人（下部の【所得の目安】を参照ください。）
- ②障がい者または寡婦で、前年所得が125万円以下の人
- ③退職（失業）や自営業の休止・廃止、天災などの理由で納付が困難な人（「**特例免除**」といいます。）

※学生納付特例の対象となる人は申請免除の申請はできません。

「特例免除」について

免除申請する本人や配偶者、世帯主について退職（失業）などの事実がある場合が対象となります。通常であれば所得審査の対象となる本人・配偶者・世帯主のうち、退職（失業）などがあった人の所得を除外して審査を行い、認められると保険料納付が免除されるものです。詳しくは国民年金グループまでお問い合わせください。



■免除の種類：全額免除、4分の3免除、半額免除、4分の1免除

一部免除の場合、下表の納付すべき保険料を納付しないと免除にならず未納となりますのでご注意ください。

（令和2年度定額保険料16,540円／月）

免除の種類	全額免除	一部免除		
		4分の3免除	半額免除	4分の1免除
納付すべき保険料（月額）	0円	残り4分の1 (4,140円)	残り半額 (8,270円)	残り4分の3 (12,410円)

■所得審査の対象となる人：本人、配偶者、世帯主

**世帯主の所得が高く、
免除に該当しない人は…**



納付猶予制度

50歳未満であれば世帯主の所得にかかわらず、本人と配偶者の2人の所得で判定!!
（申請免除と所得の目安（全額免除）や手続きは同じです）

免除を受けるための【所得の目安】～下記表示金額以下の方が対象～

*金額は目安であり、所得の種類・扶養・控除状況によって、免除に該当しない場合もあります。ご了承ください。免除・納付猶予に該当しない場合は、却下となります。

扶養人数	全額免除	一部免除		
		4分の3免除	半額免除	4分の1免除
3人扶養 (夫婦・子2人)	162万円	230万円	282万円	335万円
1人扶養 (夫婦のみ)	92万円	142万円	195万円	247万円
扶養なし	57万円	93万円	141万円	189万円

- ・「3人扶養」および「1人扶養」のご夫婦は、夫または妻のどちらかのみ所得がある世帯の場合。
- ・「3人扶養」のお子さんは、ともに16歳未満の場合。

手続き

令和2年度の免除・納付猶予の申請は、7月1日受付開始!!

免除対象となる期間：令和2年7月から来年6月まで7月から8月末日までに手続きすることをおすすめします。

●申請が遅れても、7月にさかのぼって免除・納付猶予は受けられます。しかし、もしものときの「障害基礎年金」「遺族基礎年金」が受けられなくなる場合がありますので、8月末日までに申請することをおすすめします。

過去2年1ヵ月前まで申請できます。申請はお早めに!!

手続きに必要なものは？

●年金番号がわかるもの（年金手帳・納付書等） ●身分証明書 ●印鑑（認め印可）

本人・配偶者・世帯主のなかに、次の条件に該当する人がいる場合

- 平成30年12月31日から申請日までの間に仕事をやめた人（特例免除対象者）は離職票または雇用保険受給資格者証があればご用意ください。
- 前年度に「全額免除又は納付猶予の継続申請」が認められている人は、日本年金機構から、継続審査の結果が通知されます。



受付場所・受付時間

那覇市役所本庁舎1階11番（国民年金）窓口にて、平日の午前8時30分～午後5時15分まで受付。各支所では受付できません。混雑が予想されますので、午後4時30分までに窓口へお越しください。

～新型コロナウイルス感染症の影響により国民年金保険料の納付が困難な人へ～

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、所得が相当額まで下がった場合の臨時による特例免除申請が可能となりました。以下の2点をいずれも満たした人が対象になります。

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降に収入が減少した人
 - (2) 令和2年2月以降の所得の状況からみて、当年中の所得見込み額が、国民年金保険料免除基準相当になることが見込まれる人（免除等の判定においては、世帯主および配偶者（納付猶予は配偶者のみ）も審査対象となります。）
- 対象期間や申請方法など、詳しくは日本年金機構ホームページ、または国民年金グループまでお問い合わせください。

その他の制度

【法定免除】届け出ると免除になる制度です

対象となる人：生活保護法の生活扶助を受けている人や障害基礎年金・障害厚生年金（1級・2級）を受けている人など

【産前産後期間の保険料免除制度（平成31年4月からの制度）】

産前産後期間として認められると、他の免除・猶予等より優先され、保険料を納付したのものとして老齢基礎年金の受給額に反映されます。

対象となる人：国民年金第1号被保険者で出産日が平成31年2月以降の人

【学生納付特例制度】学生で保険料納付が困難なとき、納付を猶予（先送り）できる制度です

対象となる人：学生で、所得が一定基準額以下の人

※詳しくは国民年金グループまでお問い合わせください。



郵送申請のご案内

免除申請やそのほか一部の手続きは、郵送での届け出も可能です!

申請書は日本年金機構ホームページからも印刷できます。申請書と必要書類を添付のうえ、市役所または年金事務所まで郵送してください。

お問い合わせ先

〒900-8585 那覇市役所 ハイサイ市民課
国民年金グループ（本庁1階11番窓口） TEL:098-861-6901

〒900-0025 那覇市壺川2-3-9
那覇年金事務所（代）TEL:098-855-1111（自動音声案内）

日本年金機構ホームページ：<https://www.nenkin.go.jp>

障害基礎年金を受けている方へ 障害状態確認届（診断書）の提出期限の延長のお知らせ

新型コロナウイルス感染防止のため、障害状態確認届（診断書）の提出期限が1年間延長されました。具体的には、令和2年2月末から令和3年2月末までに提出期限を迎える人について、提出期限が1年間延長されます。これに伴い令和2年2月から令和2年6月の間に提出期限を迎える人は、現時点で、診断書を作成・提出いただく必要はありません。

また、令和2年7月から令和3年2月までの間に提出期限を迎える人には、本年は日本年金機構から、障害状態確認届（診断書）は送付されません。

障害状態確認届（診断書）は、来年以降、改めて日本年金機構から送付されます。

なお、今回の提出期限の延長の対象となる人には、日本年金機構より個別にお知らせ文書が送付されます。



問い合わせ先 日本年金機構 那覇年金事務所（お客様相談室） TEL 098-855-1111（自動音声案内 1⇒2）

老後のそなえ 老齢基礎年金

老齢基礎年金は、原則として65歳から受給する年金ですが、老齢基礎年金を受けるには、10年以上の受給資格期間が必要です。免除・納付猶予・学生納付特例を受けた期間、合算対象期間（海外に居住していた期間等）は、この10年の受給資格期間として計算されます。また、免除については、老齢基礎年金額に一部反映されます。ただし、納付猶予・学生納付特例期間・合算対象期間（海外に居住していた期間等）は、受給資格期間に算入されますが、老齢基礎年金額の計算には反映されません。

令和2年度 老齢基礎年金の額 満額 781,700円

（20歳から60歳になるまでの40年間すべて保険料を納めた場合）
・保険料免除や未納がある場合は、その期間に応じて減額されます。

大事な働き手を亡くしたとき 遺族基礎年金

遺族基礎年金は、国民年金加入中の人、または加入していた人で60歳から65歳未満の人（いずれも一定の納付要件が必要）、また保険料納付済期間と保険料免除期間、合算対象期間を合計した期間が25年以上ある人が亡くなったときに、その人に生計を維持されていた子のいる配偶者、または子に支給されます。

※子とは、18歳の誕生日を迎えた後の3月31日までの子、または国民年金法に定める1級・2級の障害の状態にある20歳未満の子。

※納付要件とは、障害基礎年金の納付要件（右記）と同じです。初診日を亡くなった日と読み替えてください。

令和2年度 遺族基礎年金の額

配偶者が受給する場合	子が1人いる配偶者	1,006,600円
	子が2人いる配偶者	1,231,500円
子が受給する場合	子が1人のとき	781,700円
	子が2人のとき	1,006,600円

病気やケガで障がいが残ったら 障害基礎年金

障害基礎年金は、国民年金加入中（または60歳以上65歳未満で国内に住所のある人、または20歳になる前に初診日（初めて医師の診療を受けた日）のある病気やケガによって、国民年金法に定める障害等級の1級・2級に該当した場合に受給する年金です。

受給には、一定の納付要件※を満たす必要があります。

（20歳前に初診日がある場合は納付要件不要）

※納付要件について

（次の①または②のどちらかひとつを満たしていることが必要です。）

①3分の2要件

初診日の前日において、初診日の前々月までに保険料を納めた期間と、免除期間、納付猶予期間、学生納付特例期間を合計した期間が加入期間の3分の2以上であること。

②直近の1年間要件

初診日の前日において、初診日の前々月までの直近1年間に保険料の未納期間がないこと。

令和2年度 障害基礎年金の額

1級障害 977,125円
2級障害 781,700円

※くわしくは那覇市ハイサイ市民課国民年金グループ（本庁舎1階11番窓口）にてご相談ください。
TEL：098-861-6901 FAX：098-862-4564